

発注者様各位

公益社団法人
掛川市シルバー人材センター

屋外作業における熱中症予防対策へのご協力をお願い（通知）

日頃より、公益社団法人掛川市シルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、夏季の熱中症対策については、改正労働安全衛生規則により、各事業者に対し「命を守る取り組み」が義務付けられています。

当センターにおきましても、会員の安全と健康を守るため、屋外作業（庭木、草刈、草取等）について下記のとおり熱中症予防対策を行っています。何卒ご理解の程お願い申し上げます。

記

1. 複数人での作業について

体調の変化や異常の早期発見ができるよう、屋外作業は原則として複数人で対応致します(作業時間が比較的短い現場等は1人作業の場合がございます)

2. 作業時間について

気温の高い時間帯を避けるため、早朝からの作業や午前中までの半日作業など、暑さの状況に応じて作業時間を短縮することがあります。

3. 休憩時間について

熱中症予防のため、体調の変化に合わせてこまめに休憩と水分補給の時間を設けます。これらの休憩時間は安全管理上、必要なものとして作業時間に含まれます。

4. 作業日の変更や中止について

作業会員に体調不良や異変が見られた場合や熱中症警戒アラート等により安全な作業が困難とセンターが判断した場合は、作業日の変更または作業の中止をお願いすることがあります。

公益社団法人掛川市シルバー人材センター
電話：0537-22-0088
HP：<https://webc.sjc.ne.jp/kakegawa/index>